

碧南市都市計画マスタープランの 中間評価および計画の見直し（案）について

1

1. 碧南市都市計画マスタープランについて

2

碧南市都市計画マスタープランの概要

◆都市計画マスタープランとは

- 都市計画法（第18条の2）に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画です。
- 市町村が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。
- 都市計画では、土地利用の規制・誘導や、道路・公園等の都市施設の整備等を進めますが、これらは都市計画マスタープランに即して行う必要があります。

◆計画の目標年次

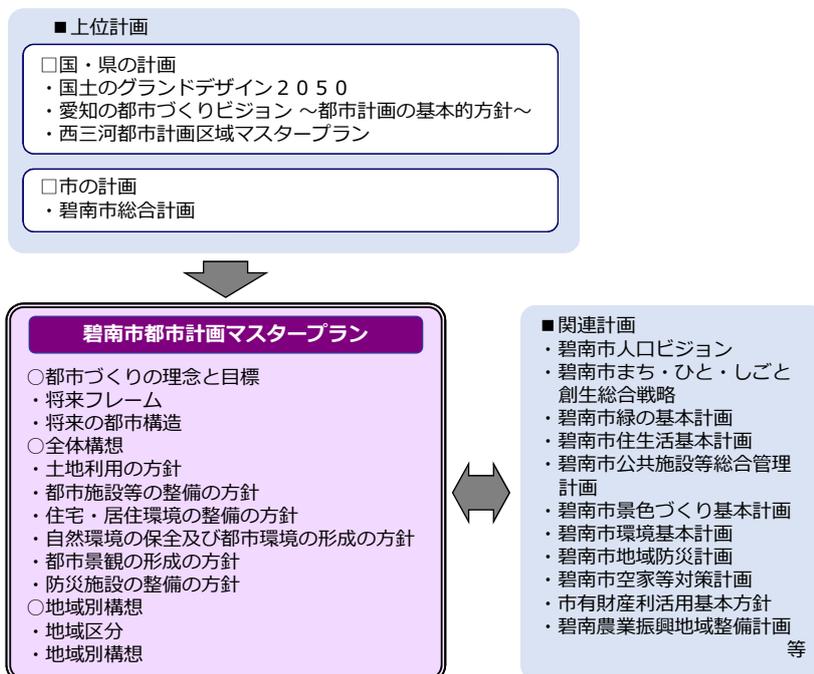
- 計画改定から概ね10年後の2030（令和12）年を目標年次とします。
- 目指すべき方向性（将来都市構造等）については、20～30年後の長期を見据えて設定します。
- 計画期間内であっても、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを図ります。



3

都市計画マスタープランの位置づけ

- 都市計画マスタープランは、愛知県が策定する「西三河都市計画区域マスタープラン」や本市が策定する「碧南市総合計画」等の上位計画に即するとともに、各種の関連計画と整合を図ります。
- 都市計画マスタープランは、市全体の都市づくりの方針を定める「全体構想」と地域別のまちづくりの方針を定める「地域別構想」により構成します。

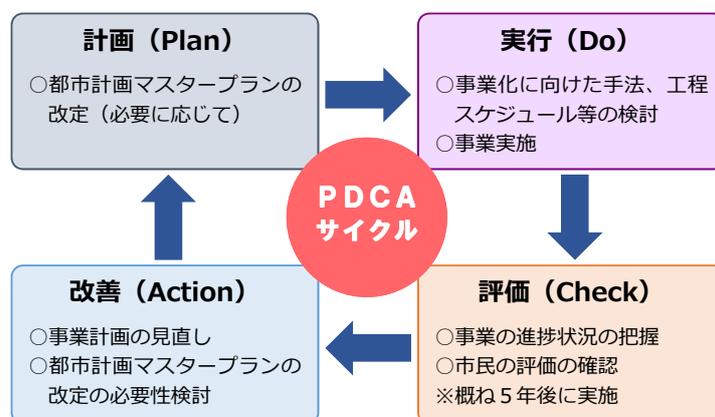


4

計画の進捗管理と必要に応じた見直し

◆PDCAサイクルによる進捗管理

- ・計画（Plan）に基づき実行（Do）し、その成果を評価（Check）した上で、必要に応じて改善（Action）を行い、計画（Plan）の見直しへとつなげていく「PDCAサイクル」を実践します。



◆計画の見直しの考え方

- ・計画の目標年次である2030（令和12）年までの間であっても、本計画に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化があった場合には、機動的に計画の見直しを行います。
- ・当初の想定と異なる状況変化に対し、方針転換が求められる場合において、柔軟に本計画の必要な箇所を見直すことにより、本市の都市計画の着実な進展を図ります。

2. 中間評価結果

中間評価の方法

- 都市計画マスタープランに掲げられた個別の整備方針（全体構想、地域別構想）すべてを対象に、現在の進捗状況を確認するため、それぞれの方針に対応する施策・事業を実施する担当課に、下の評価シートを用いてヒアリングを行いました。
- その結果をとりまとめて一覧表に整理することで全体の進捗を視覚化し、それぞれの方針に従って、施策・事業が計画通りに進んでいるのか、進んでいない場合は今後どのように取り組むのか、また、未着手の場合はその要因を明らかにした上で、現在の整備方針のまま今後実施する見込みはあるのか、などの観点から評価を行いました。
- 評価の結果については全担当課にフィードバックして内容を共有するとともに、計画の方針を見直す必要があると評価したものについては、関係課と調整を行い計画の見直し案を作成しました。

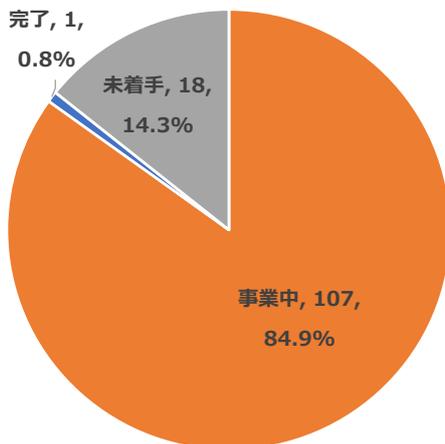
【評価シートの例】

整理番号	現行碧南市都市計画マスタープラン 4. 全体構想【整備方針】中の具体的な整備方針	(参考) 担当課	進捗の状況 (○を付けてください)			
			事業中	完了	未着手	該当なし
4-1 土地利用の方針						(未着手の場合) 理由と今後の方針 (事業中の場合) 問題・課題等がある場合はその内容
(1) 土地利用の方針						
① 鉄道駅や地域コミュニティを中心としたまちなか居住を誘導し、便利で快適に暮らせる土地利用を進めます。						
1	土	鉄	1	駅周辺居住エリア及び地域拠点エリアは、商業、公共サービス、医療、福祉等の都市機能の立地とまちなか居住の誘導を図ります。	資産活用課 商工課 都市計画課	
1	土	鉄	2	駅周辺居住エリアは、低・未利用地の活用や土地の高度利用を進める等、地域ごとの特性を活かした土地利用を図ります。	資産活用課 都市計画課	
1	土	鉄	3	地域拠点エリアは、地域密着型の身近な商業機能の集積を図る等、生活の利便性の向上を図ります。	商工課 都市計画課	
② 自然環境・文化・歴史等の地域資源を活かした土地利用を進めます。						
現在地においては、保全すべき伝統						

7

取組の進捗状況（全体構想）

- 全体構想においては、全126項目のうち「事業中」が107項目（84.9%）、「完了」が1項目（0.8%）であり、本計画に関連する事業、取組は概ね継続的に取り組みがなされています。
- 表中の「完了」の1項目は、「都市景観の形成の方針」にかかる碧南市景色づくり計画（景観計画）策定についてです。

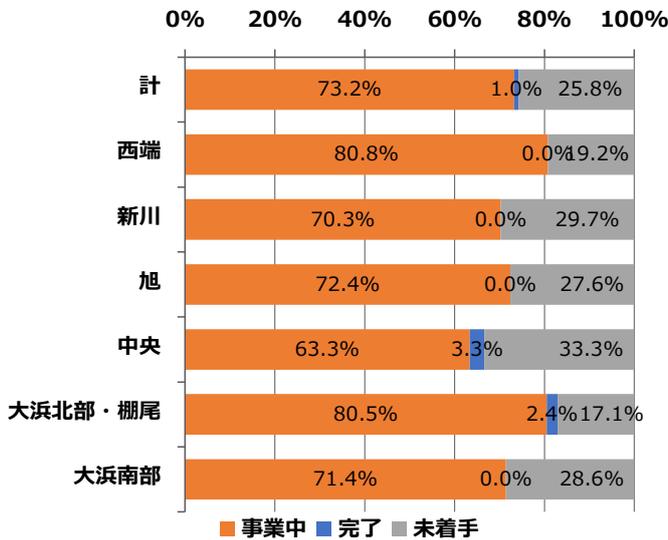


	整備方針	進捗の状況			
		全項目数	事業中	完了	未着手
1	土地利用の方針	23	19	0	4
2	(1) 都市施設等（共通）の方針	6	5	0	1
	(2) 交通施設の整備方針	23	18	0	5
	(3) 公園・緑地の整備方針	10	10	0	0
	(4) 河川の整備方針	8	6	0	2
	(5) 上・下水道の整備方針	4	4	0	0
	(6) 港湾の整備方針	8	5	0	3
	(7) その他の都市施設等の整備方針	4	4	0	0
3	住宅・居住環境の整備の方針	11	11	0	0
4	自然環境の保全及び都市環境の形成の方針	8	8	0	0
5	都市景観の形成の方針	9	7	1	1
6	防災施設の整備の方針	12	10	0	2
計		126	107	1	18

8

取組の進捗状況（地域別）

- ・地域別構想においては、全198項目のうち「事業中」が145項目（73.2%）、「完了」が2項目（1.0%）であり、概ね継続的に取り組みがなされています。
- ・西端地域、大浜北部・棚尾地域において、「事業中」の割合が80%を超えており、他の地域に比べ進捗度が高くなっています。
- ・個々の事業は全体構想と地域別構想で重複するため、評価結果は全体構想のみを対象にとりまとめます。



地域	整備方針	進捗の状況		
	全項目数	事業中	完了	未着手
計	198	145	2	51
		73.2%	1.0%	25.8%
西端	26	21	0	5
		80.8%	0.0%	19.2%
新川	37	26	0	11
		70.3%	0.0%	29.7%
旭	29	21	0	8
		72.4%	0.0%	27.6%
中央	30	19	1	10
		63.3%	3.3%	33.3%
大浜北部・棚尾	41	33	1	7
		80.5%	2.4%	17.1%
大浜南部	35	25	0	10
		71.4%	0.0%	28.6%

9

取組の進捗状況（未着手）

- ・以下の方針にかかる事業が「未着手」となっています。
- ・事業未着手の方針に対し、河川、港湾の整備では国及び県への要望を継続し、事業化を促進するとともに、道路整備では路線選定や事業手法等を検討するなど、事業化に向けたさらなる取組が必要です。

方針（項目）	事業未着手の項目
土地利用の方針	駅周辺居住エリアでの低・未利用地の活用、災害危険度の高い地区への措置、住宅ゾーンの建築物の規制誘導や住工混在地の純化など
都市施設等（共通）の方針	都市施設等の複合化や多機能化による集約
交通施設の整備方針	補助幹線道路の整備や幹線道路沿道への施設整備、主要な区画道路の整備、大型バス等の駐車場確保など
河川の整備方針	準用河川の河川整備計画策定、高浜川の洪水高潮対策など
港湾の整備方針	衣浦港のふ頭整備、臨港道路整備や、衣浦ポートアイランド整備など
都市景観の形成の方針	地区計画等による建築物等の規制・誘導など
防災施設の整備の方針	延焼防止のためのオープンスペース等の確保、衣浦港外港地区の耐震強化岸壁整備など

項目別の評価結果（土地利用の方針）

- ・土地利用の方針に関しては、概ね継続的に取り組みがなされています。
- ・事業未着手の項目としては、駅周辺居住エリアでの低・未利用地の活用（方針-1関連）、災害危険度の高い地区への措置（方針-3関連）、住宅ゾーンの建築物の規制誘導や住工混在地の純化（方針-4関連）などが挙げられます。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めるとともに、事業未着手の方針に対して事業化に向けた具体的な施策展開の検討が必要です。
- ・住工混在地の純化（方針-4関連）に関しては、必要に応じて都市計画基礎調査等を用いて、土地利用の動向を検証し、具体的な対策の検討が必要です。

方針（項目）		整備方針 全項目数	進捗の状況		
			事業中	完了	未着手
方針-1	鉄道駅や地域コミュニティを中心としたまちなか居住を誘導し、便利で快適に暮らせる土地利用を進めます。	3	2	0	1
方針-2	自然環境・文化・歴史等の地域資源を活かした土地利用を進めます。	4	4	0	0
方針-3	新たな産業地・住宅地の拡大に際しては、災害防止に十分配慮するとともに、周辺環境との調和がとれた土地利用を進めます。	4	3	0	1
方針-4	移住・定住を促進し都市の活力が持続できるよう、適切な住宅地の確保を進めます。	5	3	0	2
方針-5	市民の日常生活を支えるとともに地域の活性化が図られるよう、適切な商業地の確保を進めます。	4	4	0	0
方針-6	産業活動を活性化し都市の活力が高められるよう、適切な工業地の確保を進めます。	3	3	0	0
計		23	19	0	4

11

項目別の評価結果（都市施設等（共通）の方針）

- ・都市施設等（共通）の方針に関しては、概ね継続的に取り組みがなされています。
- ・事業未着手の項目としては、都市施設等の複合化や多機能化による集約（方針-3関連）が挙げられます。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めることとし、都市施設等の長寿命化（方針-3関連）に関しては碧南市公共施設等総合管理計画に基づき、効率的な修繕等の実施及び継続的な進捗管理の実行が必要です。

方針（項目）		整備方針 全項目数	進捗の状況		
			事業中	完了	未着手
方針-1	市民の暮らしや都市の活力を支える都市施設等の整備を進めます。	1	1	0	0
方針-2	すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した都市施設等の整備を進めます。	2	2	0	0
方針-3	都市施設等の長寿命化を図る等、持続可能な都市づくりを進めます。	2	1	0	1
方針-4	都市施設等の耐震化により、安全・安心に暮らせる都市づくりを進めます。	1	1	0	0
計		6	5	0	1

12

項目別の評価結果（交通施設の整備方針）

- ・交通施設の整備方針に関しては、概ね継続的に取り組みがなされています。
- ・事業未着手の項目としては、補助幹線道路の整備や幹線道路沿道への施設整備（方針-2関連）、主要な区画道路の整備（方針-3関連）、大型バス等の駐車場確保（方針-7関連）などが挙げられます。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めるとともに、新規の道路整備に関しては事業化に向けた路線選定や事業手法等の検討が必要です。

方針（項目）	整備方針	進捗の状況			
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	社会経済活動や人・モノの対流を支える主要幹線道路の整備を進めます。	4	4	0	0
方針-2	まちの活性化を促進するため、都市幹線道路等の整備を進めます。	7	4	0	3
方針-3	安全・安心な暮らしの確保のため、区画道路の整備を進めます。	4	3	0	1
方針-4	未整備となっている都市計画道路は、必要に応じて見直しを進めます。	1	1	0	0
方針-5	公共交通と自動車交通の連携を強化するため、交通結節点となる駅前広場等の機能強化を進めます。	3	3	0	0
方針-6	鉄道、バス等の公共交通の利便性の向上に取り組みます。	2	2	0	0
方針-7	鉄道駅や拠点施設の周辺において、駐車施設の確保に取り組みます。	2	1	0	1
計		23	18	0	5

13

項目別の評価結果（公園・緑地の整備方針）

- ・公園・緑地の整備方針に関しては、概ね継続的に取り組みがなされており、一部完了した事業（方針-2関連、伊勢町公園、霞浦公園、緑町公園の整備）があります。
- ・事業未着手の項目はありませんが、密集市街地におけるオープンスペース確保（方針-2関連）に関しては、用地取得が課題として挙げられます。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めるとともに、公園緑地等の用地取得に向けて計画的かつ継続的な取り組みが必要です。

方針（項目）	整備方針	進捗の状況			
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	本市の緑の拠点となる公園の整備・充実を進めます。	2	2	0	0
方針-2	地域の身近な公園緑地の整備・充実を進めます。	3	3	0	0
方針-3	道路空間や河川空間を活用し、水と緑のネットワークの形成を進めます。	3	3	0	0
方針-4	多様な主体による緑の維持管理活動への参画を進めます。	2	2	0	0
計		10	10	0	0

14

項目別の評価結果（河川の整備方針）

- ・河川の整備方針に関しては、概ね継続的に取り組みがなされており、一部完了した事業（方針-1関連、高浜川の水門耐震化）があります。
- ・事業未着手の項目としては、準用河川の河川整備計画策定、高浜川の洪水高潮対策（方針-1関連）などが挙げられます。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めるとともに、事業未着手の高浜川の洪水高潮対策（方針-1関連）に関しては、国及び県への要望を継続し、事業化を促進することが必要です。

方針（項目）		整備方針	進捗の状況		
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	河川整備計画に基づき、計画的な河川整備を進めます。	8	6	0	2
計		8	6	0	2

15

項目別の評価結果（上・下水道の整備方針）

- ・上・下水道の整備方針に関しては、全て継続的に取り組みがなされています。
- ・事業未着手の項目はありません。
- ・事業中の方針に対しては、碧南市水道ビジョン等に基づき、引き続き取り組みを進めることが必要です。

方針（項目）		整備方針	進捗の状況		
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	公共下水道の整備を進め、公共用水域の水質保全と浸水被害の低減に取り組めます。	3	3	0	0
方針-2	水道水の安定供給に向けて、水道施設の適切な維持・改善を進めます。	1	1	0	0
計		4	4	0	0

16

項目別の評価結果（港湾の整備方針）

- ・港湾の整備方針に関しては、市主管事業は概ね継続的に取り組みがなされています。
- ・事業未着手の項目としては、衣浦港のふ頭整備、臨港道路整備や、衣浦ポートアイランド整備などが挙げられます。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めるとともに、事業未着手の方針に対して国及び県への要望を継続し、事業化を促進することが必要です。

方針（項目）		整備方針	進捗の状況		
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	衣浦港における物流、交流機能を高め、活力あるまちづくりを進めます。	8	5	0	3
計		8	5	0	3

17

項目別の評価結果（その他の都市施設等の整備方針）

- ・その他の都市施設等の整備方針に関しては、全て継続的に取り組みがなされています。
- ・事業未着手の項目としてはありません。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めるとともに、碧南市公共施設等総合管理計画等に基づき施設の長寿命化や維持管理経費の確保、平準化等を進めることが必要です。

方針（項目）		整備方針	進捗の状況		
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	多くの市民が利用する公共施設等は、安全性や快適性を確保し、だれもが利用しやすい整備を進めます。	4	4	0	0
計		4	4	0	0

18

項目別の評価結果（住宅・居住環境の整備方針）

- ・住宅・居住環境の整備の方針に関しては、全て継続的に取り組みがなされており、一部完了した事業（方針-2関連、セイフティネット住宅の情報提供）があります。
- ・事業未着手の項目はありません。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めることとし、補助事業等については継続した予算確保に努める必要があります。
- ・（公社）愛知県宅地建物取引業協会と協定を結び、「碧南市空き家バンク」を開設しており、住宅ストックの有効活用に努めています。

方針（項目）	整備方針	進捗の状況			
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	防災性、防犯性を高め、安心・安全な住まいづくりを進めます。	4	4	0	0
方針-2	高齢者・障害者等が快適に生活できるよう、支えあう住まいづくりを進めます。	2	2	0	0
方針-3	だれもが住み続けたいと感じられる住まいづくりを進めます。	2	2	0	0
方針-4	既存の住宅ストックを活用しつつ、質の高い住まいづくりを進めます。	1	1	0	0
方針-5	地域特性を活かし環境に配慮した住まいづくりを進めます。	2	2	0	0
計		11	11	0	0

19

項目別の評価結果（自然環境の保全及び都市環境の形成の方針）

- ・自然環境の保全及び都市環境の形成の方針に関しては、概ね継続的に取り組みがなされています。
- ・事業未着手の項目はありません。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めるとともに、完了まで長い期間を要する項目が多いことから長期的な視野に立った継続的な取り組みが必要です。

方針（項目）	整備方針	進捗の状況			
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	自然環境を保全し自然と市民がふれあえる都市づくりを進めます。	2	2	0	0
方針-2	自然環境に配慮し環境負荷の小さな都市づくりを進めます。	3	3	0	0
方針-3	環境に優しく快適に暮らせる都市づくりを進めます。	3	3	0	0
計		8	8	0	0

20

項目別の評価結果（都市景観の形成の方針）

- ・都市景観の形成の方針に関しては、概ね継続的に取り組みがなされており、完了した事業（方針-2関連、碧南市景色づくり計画策定）もあります。
- ・完了した事業（方針-2関連、碧南市景色づくり計画策定）に関しては、市民参加の碧南市景色づくり委員会等を設置し、令和3年に碧南市景色づくり計画を策定しています。
- ・方針-3関連として、大浜地区の大蔵や寺の案内板の設置や、碧南駅周辺での情報案内板の設置等を進めています。
- ・事業未着手の項目としては、地区計画等による建築物等の規制・誘導（方針-2関連）などがあります。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めるとともに、碧南市景色づくり計画に基づき景観資源の保全・活用・創造に努める必要があります。

方針（項目）	整備方針	進捗の状況			
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	市民と風土に育まれてきた景観の保全・活用による持続可能な景色づくりを進めます。	2	2	0	0
方針-2	市民・事業者・行政が協働して、都市景観の保全・創造に取り組めます。	4	2	1	1
方針-3	景観資源、産業資源を活用した観光づくりを進めます。	3	3	0	0
計		9	7	1	1

21

項目別の評価結果（防災施設の整備の方針）

- ・防災施設の整備の方針に関しては、概ね継続的に取り組みがなされています。
- ・事業未着手の項目としては、延焼防止のためのオープンスペース等の確保（方針-1関連）、衣浦港外港地区の耐震強化岸壁整備（方針-3関連）などがあります。
- ・事業中の方針に対しては引き続き取り組みを進めるとともに、事業未着手の方針に対して事業手法等の検討が必要です。

方針（項目）	整備方針	進捗の状況			
		全項目数	事業中	完了	未着手
方針-1	防災性、防犯性を高め、安心・安全な住まいづくりを進めます。	4	3	0	1
方針-2	津波や高潮等の災害に備え、浸水区域の低減に取り組めます。	2	2	0	0
方針-3	大規模災害に備え、災害に強い都市づくりを進めます。	5	4	0	1
方針-4	地域コミュニティと連携した事前復興まちづくり等の大規模災害への備えを進めます。	1	1	0	0
計		12	10	0	2

22

3. 計画の見直し（案）

23

見直し項目の検討

■見直しの考え方

- ・第6章3（2）計画の見直しの考え方（p98）において「（当初の想定からの）状況変化に対し、方針転換が求められる場合において、柔軟に本計画の必要な箇所を見直す」とされています。

①当初の想定からの状況変化

- (1)山下町は現行の都市計画マスタープランで「新たな住宅地の整備」が位置づけられていますが、令和元年度の山下地区市街地整備基礎調査において、災害リスクが高いことが明確となったことから、住宅地とするのは避けることが望ましいと判断されました。
- (2)令和6年5月に「第2期碧南市教育大綱」が改定され、「民間教育施設と連携し、増加する外国人の学びの場の維持・拡充を図ります。」との方針が盛り込まれました。この施策は施設整備を伴うことから、本施策の推進を図るため、都市計画マスタープランへの位置づけが必要です。

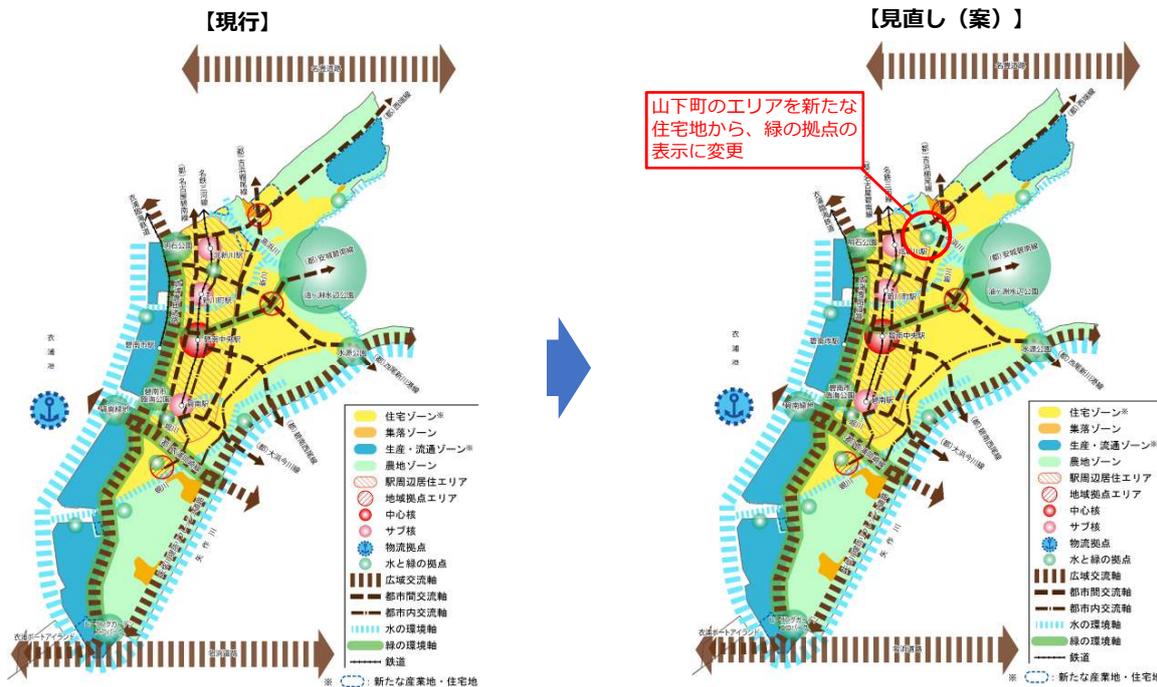
②各種個別事業の進捗状況等の反映

- ・中間評価により把握した各種個別事業の進捗状況等を踏まえ、完了した事業に関する文言や図を修正するなど、必要に応じて計画の部分見直しを行います。

24

見直し（案） 将来の都市構造

【34ページ】
 第3章 都市づくりの理念と目標
 4. 将来の都市構造
 図3-4 将来都市構造図（20～30年後）



見直し（案） 全体構想－都市施設等の整備の方針

【37ページ】
 第4章 全体構想
 2. 都市施設等の整備の方針
 (1) 都市施設等（共通）の方針

【現行】

3) 都市施設(*)等の長寿命化を図る等、持続可能な都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 碧南市公共施設等総合管理計画(*)に基づき、効率的な修繕や更新を行い都市施設(*)等の長寿命化を図ります。
- ② 都市施設(*)等の複合化や多機能化について検討し、必要に応じ集約を図ります。

【見直し（案）】

3) 都市施設(*)等の長寿命化を図る等、持続可能な都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 碧南市公共施設等総合管理計画(*)に基づき、効率的な修繕や更新を行うとともに、実施状況のフィードバック、進捗評価、計画の見直しを行うPDCAサイクルを確立し、都市施設(*)等の長寿命化を図ります。
- ② 都市施設(*)等の複合化や多機能化について検討し、必要に応じ集約を図ります。

碧南市公共施設等総合管理計画の改定（令和4年3月）において、見直しのポイントとして「PDCAサイクルの確立」と「マネジメント方針の評価」が挙げられたことから、これらの考え方に基づき、進捗管理に関する記載を追加

見直し（案） 全体構想－都市景観の形成の方針

【47ページ】

5. 都市景観の形成の方針

【現行】

2) 市民・事業者・行政が協働して、都市景観の保全・創造に取り組めます。

(整備方針)

- ① 景観計画(*)は、市民・事業者・行政が協働して策定するとともに、連携して計画を推進します。
- ② 地域の重要な景観資源は、景観法に基づく景観重要建造物(*)や景観重要樹木(*)に指定する等、その保全と都市景観への活用を推進します。
- ③ 建築物、屋外広告物等の適正な規制・誘導や、電線類の地中化等の無電柱化を図り、魅力ある街並みの形成を推進します。
- ④ 地域住民の合意のもと、地区計画(*)等により、建築物等の規制・誘導を図ります。

【見直し（案）】

2) 市民・事業者・行政が協働して、都市景観の保全・創造に取り組めます。

(整備方針)

- ① **碧南市景色づくり計画に基づき、市民・事業者・行政の協働による、景観資源を保全・活用・創造するための取組を推進します。**
- ② 地域の重要な景観資源は、景観法に基づく景観重要建造物(*)や景観重要樹木(*)に指定する等、その保全と都市景観への活用を推進します。
- ③ 建築物、屋外広告物等の適正な規制・誘導や、電線類の地中化等の無電柱化を図り、魅力ある街並みの形成を推進します。
- ④ 地域住民の合意のもと、地区計画(*)等により、建築物等の規制・誘導を図ります。

碧南市景色づくり計画が、令和3年に景観法に基づく景観計画への移行と合わせて改定されたことに伴い、文言を修正

見直し（案） 地域別構想－西端地域

【56ページ】

第5章 地域別構想

2. 各地域のまちづくり構想

(1) 西端地域のまちづくり構想

図5-9 西端地域のまちづくり方針図

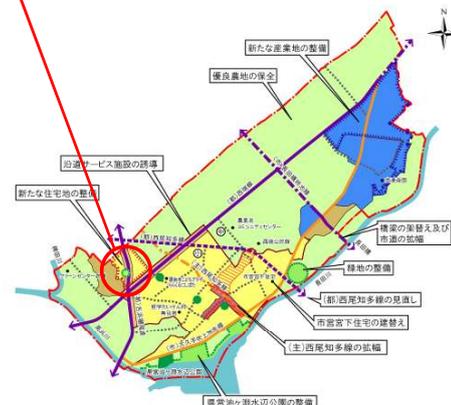
【現行】



凡例	
住宅地	主要幹線道路*
商業地	都市公園(緑地(用途))
工業地	都市公園(緑地(計画))
住居付工業地	都市公園(緑地(計画))
沿道サービス施設の誘導	その他の公園等
新たな住宅地の整備	主要幹線道路
優良農地の保全	補助幹線道路*
緑地の整備	主要な区画道路
【新】西尾知多線の見直し	地域界
市営宮下住宅の建替え	市営化区域(現況)
【生】西尾知多線の拡幅	市営化区域(現況)
豊浜油ヶ渚水辺公園の整備	

* 道路の路線表示(●●●●)は構想または計画で明定なし、一画路線表示(●●●●)は構想または計画で明定あり

【見直し（案）】



本マスタープラン策定時は公園の位置が定まっていなかったため、方針図には新たな住宅地のほぼ中央に図示していたが、西荒居公園として都市計画決定したことから実情に合わせて位置を変更

凡例	
住宅地	主要幹線道路*
商業地	都市公園(緑地(用途))
工業地	都市公園(緑地(計画))
住居付工業地	都市公園(緑地(計画))
沿道サービス施設の誘導	その他の公園等
新たな住宅地の整備	主要幹線道路
優良農地の保全	補助幹線道路*
緑地の整備	主要な区画道路
【新】西尾知多線の見直し	地域界
市営宮下住宅の建替え	市営化区域(現況)
【生】西尾知多線の拡幅	市営化区域(現況)
豊浜油ヶ渚水辺公園の整備	

* 道路の路線表示(●●●●)は構想または計画で明定なし、一画路線表示(●●●●)は構想または計画で明定あり

見直し（案） 地域別構想－新川地域

【60ページ】
 (2) 新川地域のまちづくり構想
 3) 地域のまちづくり構想
 分野別方針
 a. 土地利用の方針

災害リスクが高いことから、
住宅地の位置づけを削除

【現行】

- ⑤ 市街化区域(*)に隣接する山下町は、北新川駅に近接する地理的な特性を活かし、新たな住宅地として市街化区域への編入を検討します。その際、浸水等の災害防止に十分配慮します。

削除

【見直し（案）】

【61ページ】
 c. 公園・緑地の方針

【現行】

- (新規)
- ⑤ 浅間神社等の社寺林は、生活に身近な緑として、その保全を促進します。
 - ⑥ 衣浦臨海工業地帯と市街地との緩衝的な役割を果たしている緩衝緑地は保全をします。

山下町のグラウンド等整備を新規に位置づける。

【見直し（案）】

- ⑤ 山下町において、市民のスポーツや健康増進活動の場として、グラウンド等を有する公園緑地の整備を推進します。
- ⑥ 浅間神社等の社寺林は、生活に身近な緑として、その保全を促進します。
- ⑦ 衣浦臨海工業地帯と市街地との緩衝的な役割を果たしている緩衝緑地は保全をします。

見直し（案） 地域別構想－新川地域

【63ページ】
 (2) 新川地域のまちづくり構想
 図5-17 新川地域のまちづくり方針図

【現行】



【見直し（案）】



前ページの変更に合わせて、「新たな住宅地の整備」の区域から、「都市公園・緑地(計画)」を新規に位置づけ

凡例	説明
住宅地	主要幹線道路*
商業地	都市幹線道路*
工業地	地区幹線道路*
住工共生地	補助幹線道路*
公園緑地	主要な区画道路
農地	農地
既存集落地帯	河川
	新たな住宅地の整備
	都市公園・緑地(既設)
	都市公園・緑地(計画)
	工業地帯からの土地利用転換
	住宅地からの土地利用転換
	住宅地から商業地への土地利用転換
	主要幹線道路*
	都市幹線道路*
	地区幹線道路*
	補助幹線道路*
	主要な区画道路
	農地
	河川
	新たな住宅地の整備
	都市公園・緑地(既設)
	都市公園・緑地(計画)
	工業地帯からの土地利用転換
	住宅地からの土地利用転換
	住宅地から商業地への土地利用転換
	主要幹線道路*
	都市幹線道路*
	地区幹線道路*
	補助幹線道路*
	主要な区画道路
	農地
	河川

凡例	説明
住宅地	主要幹線道路*
商業地	都市幹線道路*
工業地	地区幹線道路*
住工共生地	補助幹線道路*
公園緑地	主要な区画道路
農地	農地
既存集落地帯	河川
	新たな住宅地の整備
	都市公園・緑地(既設)
	都市公園・緑地(計画)
	工業地帯からの土地利用転換
	住宅地からの土地利用転換
	住宅地から商業地への土地利用転換
	主要幹線道路*
	都市幹線道路*
	地区幹線道路*
	補助幹線道路*
	主要な区画道路
	農地
	河川
	新たな住宅地の整備
	都市公園・緑地(既設)
	都市公園・緑地(計画)
	工業地帯からの土地利用転換
	住宅地からの土地利用転換
	住宅地から商業地への土地利用転換
	主要幹線道路*
	都市幹線道路*
	地区幹線道路*
	補助幹線道路*
	主要な区画道路
	農地
	河川

見直し（案） 地域別構想－大浜北部・棚尾地域

【82ページ】
 (5) 大浜北部・棚尾地域のまちづくり構想
 3) 地域のまちづくり構想
 分野別方針
 b. 交通施設の方針

【現行】

- ⑥ (都) 碧南駅前線及び碧南駅西駅前広場は、駅へのアクセス強化と安全な歩行空間を確保するため整備を推進します。

碧南駅西駅前広場の整備完了に合わせて、文言を削除

【見直し（案）】

- ⑥ (都) 碧南駅前線は、駅へのアクセス強化と安全な歩行空間を確保するため整備を推進します。

【84ページ】
 g. 都市景観形成の方針

【現行】

- ③ 景観法を適用する等、地域住民とともにてらまちの景観に配慮した整備を進めます。

碧南市景色づくり計画が、令和3年に景観法に基づく景観計画への移行と合わせて改定されたことに伴い、文言を修正

【見直し（案）】

- ③ 碧南市景観条例及び碧南市景色づくり計画を適切に運用し、地域住民とともにてらまちの景観に配慮した整備を進めます。

【84ページ】
 i. その他施設整備の方針

【現行】

(新規)

外国人学校の整備に関する記載を新規追加

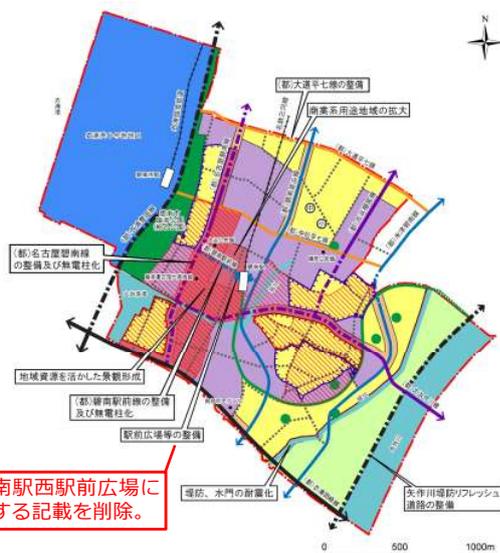
【見直し（案）】

- ① 碧南レールパークと矢作川を結ぶ公園緑地に隣接して外国人の学びの場を確保し、地域社会に根差した交流空間として機能することを推進します。

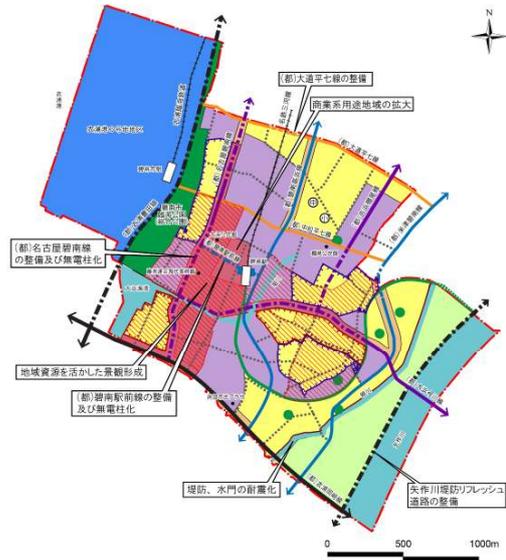
見直し（案） 地域別構想－大浜北部・棚尾地域

【85ページ】
 (5) 大浜北部・棚尾地域のまちづくり構想
 図5-41 大浜北部・棚尾地域のまちづくり方針図

【現行】



【見直し（案）】



住宅地	主要幹線道路	都市公園・緑地(施設)	商業市街地の改善
商業地	都市幹線道路	都市公園・緑地(計画)	工業地から住宅地への土地利用転換
工業地	地区幹線道路	その他の公園等	商業地から住宅地への土地利用転換
住居共生地	補助幹線道路	主要施設	
沿道複合地	主要な区画道路	地域界	
農地	鉄道・駅	市街化区域(限況)	
緑地(農業地帯)	河川		

※ 道路の破線表示(---)は構想または計画で現況なし、一点鎖線表示(—)は構想または計画で現況あり

住宅地	主要幹線道路	都市公園・緑地(施設)	商業市街地の改善
商業地	都市幹線道路	都市公園・緑地(計画)	工業地から住宅地への土地利用転換
工業地	地区幹線道路	その他の公園等	商業地から住宅地への土地利用転換
住居共生地	補助幹線道路	主要施設	
沿道複合地	主要な区画道路	地域界	
農地	鉄道・駅	市街化区域(限況)	
緑地(農業地帯)	河川		

※ 道路の破線表示(---)は構想または計画で現況なし、一点鎖線表示(—)は構想または計画で現況あり

見直し（案） 地域別構想－大浜南部地域

【90ページ】

(6) 大浜南部地域のまちづくり構想

3) 地域のまちづくり構想

分野別方針

c.公園・緑地の方針

【現行】

- ③ 近隣公園(*)は、碧南伊勢土地区画整理事業(*)により伊勢町公園の整備を推進します。
- ④ 前浜緑地の松林、大浜熊野大神社等の社寺林等は、生活に身近な緑として、その保全を促進します。
- ⑤ 衣浦臨海工業地帯と市街地との緩衝的な役割を果たしている緩衝緑地は保全をします。
- ⑥ 都市緑地の保全と活用を図ります。



伊勢町公園整備完了に合わせて、項目を削除

【見直し（案）】

- ③ 前浜緑地の松林、大浜熊野大神社等の社寺林等は、生活に身近な緑として、その保全を促進します。
- ④ 衣浦臨海工業地帯と市街地との緩衝的な役割を果たしている緩衝緑地は保全をします。
- ⑤ 都市緑地の保全と活用を図ります。

見直し（案） 地域別構想－大浜南部地域

【92ページ】

(6) 大浜南部地域のまちづくり構想

図5-49 大浜南部地域のまちづくり方針図

